

意見書

平成22年1月14日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 060-0031

ふり がな さっぽろし ちゅうおうくみた 1じょうひがし 2ちょうめ 5ばん3
住 所 札幌市中央区北1条東2丁目5番3

ふり がな ほっかいどう そうごう つうしんもうかぶしきがいしゃ
氏 名 北海道総合通信網株式会社

たかの ゆきとよ
取締役社長 高野 幸豊

(連絡先)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年12月15日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂き、御礼申し上げます。

以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、宜しく願い申し上げます。

1. 接続料について

接続料については上昇傾向が続いており、今回申請された接続料においては調整額の加算もあり大幅な上昇となっています。

接続料の上昇が接続事業者のサービス維持に与える影響は大きく、今後も接続料の上昇傾向が続くようであれば、接続事業者が設定するユーザー料金の上昇やサービス廃止等、ユーザーにとって不利益な事態が生じることが考えられます。

また、今回申請では東日本電信電話株式会社殿の一部サービスメニューにおいて接続料が利用者料金を上回っており、接続料の上昇によりこのような事象が生じることは接続料の存在として不自然なものと考えます。

現状の接続料算定の在り方では、需要減少が見込まれるサービスについては、接続料が一方的に上昇し続けることで著しく高額で不合理な接続料となる可能性が高いことから、過去に投資した設備のサンクコスト化等を行う必要があると考えます。

したがって、早急に接続料算定の在り方を議論して見直した上で申請を認可すべきと考えます。

2. 接続料規則の緩和措置について

接続料自体の上昇傾向について根本的な解決を図る必要があるのは意見1で述べたとおりですが、万が一、急激な接続料の上昇を認可する場合の措置として意見を述べさせていただきます。

接続料規則第8条第2項第2号において「接続料の急激な変動を緩和する必要があるときは接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。」とされています。

今回申請された接続料においては調整額の加算もあり、過年度と比較すると大幅な上昇となっており、「接続料の急激な変動」が生じている状況と考えます。

以上のことから、接続料の急激な変動を緩和するため、算定期間を複数年とする措置を実施する必要があると考えます。